

【機密性 1】

基発 0327 第 5 号
令和 8 年 3 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の一部改正について

標記について、別添のとおり改正し、令和 8 年 6 月 1 日から適用することとしたので、アフターケア実施医療機関（以下、「実施医療機関」という。）及び対象者に周知するとともに、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の要点

(1) 趣旨について

本実施要領は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）第 28 条に基づき、アフターケア手帳（以下、「手帳」という。）の支給対象者
その他アフターケアに関し必要な事項を定めるものであることを明確にした。

(2) アフターケアの継続に係る必要性の確認について

アフターケアを継続する必要性の確認に当たって徴する「アフターケア実施期間の更新に関する診断書」（様式第 3 号別紙）の診断書料を、1 通につき 5,000 円と定めることとした。

「アフターケア実施期間の更新に関する診断書」（様式第 3 号別紙）の診断書料の請求手続きについては、診断を行った実施医療機関が「アフターケア委託費請求内訳書」（様式第 5 号の 2）の「摘要」欄に診断書料 5,000 円と記載することにより、請求することとした。

(3) 手帳の受領確認について

手帳を郵送により交付する場合の方法については、書留でも差し支えないこととした。

(4) 傷病別アフターケア実施要綱について

外傷による末梢神経損傷に係るアフターケアの対象者を明確にした。

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領 (平成 19 年 4 月 23 日付け基発第 0423002 号) 最終改正 令和 8 年 3 月 27 日付け基発 0327 第 5 号</p> <p>1 目的 業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害により、せき髄損傷等の傷病にり患した者にあつては、症状固定後においても後遺症状に動揺をきたす場合が見られること、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあることにかんがみ、必要に応じてアフターケアとして予防その他の保健上の措置を講じ、当該労働者の労働能力を維持し、円滑な社会生活を営ませるものとする。 <u>本実施要領は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）第 28 条第 1 項及び同条第 2 項に基づき、アフターケア手帳の支給対象者その他アフターケアに関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>2 ～ 5 （略）</p> <p>6 手帳の交付等 (1)～(2) （略） (3) 更新 ① （略） ② 傷病別実施要綱において、診察の実施期間に限度が定められている傷病については、上記①の申請書に「アフターケア実施期間の更新に関する診断書」（様式第 3 号別紙）を添付するものとする。<u>診断書料は、「アフターケア実施期間の更新に関する診断書」（様式第 3 号別紙）1 通につき 5,000 円とする。</u> ③ （略）</p>	<p style="text-align: center;">社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領 (平成 19 年 4 月 23 日付け基発第 0423002 号) 最終改正 令和 7 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 7 号</p> <p>1 目的 業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害により、せき髄損傷等の傷病にり患した者にあつては、症状固定後においても後遺症状に動揺をきたす場合が見られること、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあることにかんがみ、必要に応じてアフターケアとして予防その他の保健上の措置を講じ、当該労働者の労働能力を維持し、円滑な社会生活を営ませるものとする。 <u>（新設）</u></p> <p>2 ～ 5 （略）</p> <p>6 手帳の交付等 (1)～(2) （略） (3) 更新 ① （略） ② 傷病別実施要綱において、診察の実施期間に限度が定められている傷病については、上記①の申請書に「アフターケア実施期間の更新に関する診断書」（様式第 3 号別紙）を添付するものとする。<u>（新設）</u> ③ （略）</p>

<p>(4) (略)</p> <p>(5) 交付方法</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 手帳の交付を郵送で行う場合は、<u>配達証明又は書留</u>で発送し、到達を確認した資料を保存すること。</p> <p>7 アフターケア委託費の請求</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>「アフターケア実施期間の更新に関する診断書」(様式第3号別紙)を作成した実施医療機関は、「アフターケア委託費請求内訳書」(様式第5号の2)の診療内訳の「摘要」欄に「診断書料5,000円」と記載し、当該実施医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出するものとする。</u></p> <p>8～9 (略)</p> <p>10 施行期日</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>令和8年3月27日付け基発 0327 第5号による改正後の本実施要領は、令和8年6月1日から施行するものとする。</u></p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 交付方法</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 手帳の交付を郵送で行う場合は、<u>配達証明</u>で発送し、到達を確認した資料を保存すること。</p> <p>7 アフターケア委託費の請求</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>(新設)</u></p> <p>8～9 (略)</p> <p>10 施行期日</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>(新設)</u></p>
---	---

改正後	現 行
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">傷病別アフターケア実施要綱</p> <p>第1～第12 (略)</p> <p>第13 外傷による末梢神経損傷に係るアフターケア</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象者</p> <p>アフターケアは、業務災害又は通勤災害による外傷により末梢神経損傷に起因し、症状固定後も複合性局所疼痛症候群（CRPS。反射性交感神経性ジストロフィー（RSD）又はカウザルギー）若しくは末梢神経障害性疼痛等の激しい疼痛が残存する者であって、<u>神経系統の障害について障害等級第12級以上の障害補償給付又は障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（症状固定した者に限る。）</u>のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第14～第20 (略)</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">傷病別アフターケア実施要綱</p> <p>第1～第12 (略)</p> <p>第13 外傷による末梢神経損傷に係るアフターケア</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象者</p> <p>アフターケアは、業務災害又は通勤災害による外傷により末梢神経損傷に起因し、症状固定後も複合性局所疼痛症候群（CRPS。反射性交感神経性ジストロフィー（RSD）又はカウザルギー）若しくは末梢神経障害性疼痛等の激しい疼痛が残存する者であって、<u>障害等級第12級以上の障害補償給付又は障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（症状固定した者に限る。）</u>のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第14～第20 (略)</p>